

議会運営委員会会議次第

時 間 平成30年12月7日(金)

午後1時30分～

場 所 第1委員会室

1. 議 題

- (1) 平成30年第4回二宮町議会定例会の運営について
- (2) 平成31年二宮町議会定例会開催予定表(案)について

平成30年第4回二宮町議会定例会上程議案

番号	議案名
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
3	二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
4	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
5	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	二宮町税条例の一部を改正する条例
7	平成30年度二宮町一般会計補正予算（第4号）
8	平成30年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
9	平成30年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
10	平成30年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第2号）
11	平成30年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
12	副町長の選任について

平成 30 年第4回二宮町議会定例会 上程議案説明資料

番号	議案名及び議案内容等
1	<p>人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>要司委員の任期満了に伴い、委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。 (総務課)</p>
2	<p>人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>飯島貴夫委員の任期満了に伴い、委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。 (総務課)</p>
3	<p>二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事院勧告に基づき、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-3481】(総務課)</p>
4	<p>特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>期末手当の支給月数の割合の平準化及び町長、副町長及び教育長の給料月額を引き続き減額するため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-5301】(総務課)</p>
5	<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事院勧告に基づき、給料表及び勤勉手当等の支給割合等を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-5351】(総務課)</p>
6	<p>二宮町税条例の一部を改正する条例</p> <p>地方税法等の一部が改正され、個人町民税の配偶者控除等に係る用語の定義の改正、法人町民税法人税割の税率変更及び固定資産税における課税標準の特例措置の適用延長に伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-7851】(戸籍税務課)</p>
7	<p>平成 30 年度二宮町一般会計補正予算 (第 4 号)</p> <p>歳入歳出それぞれ 497,384 千円を追加し、予算総額を 8,499,471 千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、小中学校の空調設備に関する国庫補助金と、それに伴う地方債の増などです。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、小中学校の空調設備整備事業と未払いの時間外勤務手当支給に関する増などです。</p>
8	<p>平成 30 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>歳入歳出それぞれ 462 千円を追加し、予算総額を 3,479,656 千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、出産育児一時金繰入金が増などです。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、国庫支出金等返還金の増などです。</p>

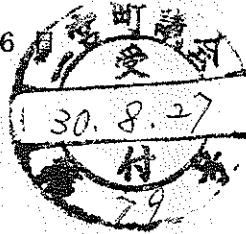
平成30年第4回二宮町議会定例会 議事及び会期日程 (案)

(平成30年12月7日 議会運営委員会)

1	12月17日(月) 9:00	議会運営委員会	
	9:30	本会議	
	①諸報告		
	②署名議員の指名について		2番 羽根かほる議員 12番 根岸ゆき子議員
	③会期の決定について		12/17~12/25の9日間
	④町長所信表明		
	⑤所信表明に対する総括質疑		総括質疑通告期限 12/12(水)17時00分
	⑥臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書		協議事項 (議案第4号)
	⑦「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情		協議事項 (議案第5号)
	⑧安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情		協議事項 (議案第6号)
	⑨国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情		協議事項 (議案第7号)
	⑩神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情		協議事項 (議案第8号)
	⑪横田ラブコンの撤廃を国に求める意見書の提出を求める陳情書		協議事項 (議案第9号)
	⑫人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		即決 議案第57号
	⑬人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		即決 議案第58号
	⑭二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例		総務建設経済常任委員会に付託 議案第59号
	⑮特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		総務建設経済常任委員会に付託 議案第60号
	⑯職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		総務建設経済常任委員会に付託 議案第61号
	⑰二宮町税条例の一部を改正する条例		総務建設経済常任委員会に付託 議案第62号
	⑱平成30年度二宮町一般会計補正予算(第4号)		即決 議案第63号
	⑲平成30年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		即決 議案第64号
	⑳平成30年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		即決 議案第65号
㉑平成30年度二宮町介護保険特別会計補正予算(第2号)		即決 議案第66号	
㉒平成30年度二宮町下水道事業特別会計補正予算(第2号)		即決 議案第67号	
2	12月18日(火) 本会議 休会		
	9:30	教育福祉常任委員会 教育福祉常任委員会終了後	付託案件審査 総務建設経済常任委員会 付託案件審査
3	12月19日(水) 休会		
4	12月20日(木) 9:30 本会議		一般質問受付・調整 12/10(月)9時00分~ 12/13(木)正午
	一般質問		
5	12月21日(金) 9:30 本会議		
	一般質問		

平成 30 年 8 月 6 日

二宮町議会 議長 二見 泰弘 殿



臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

移植ツーリズムを考える会
神奈川県担当 根本 敬夫
〒224-0045
横浜市都筑区東方町937番地
TEL 080-5173-8550



[陳情理由]

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

[陳情事項]

よって、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、早急な対策が必要である。貴議会から国へ、臓器移植の環境整備を求める意見書を提出してください。

2018年10月24日

二宮町議会

議長：二見 泰弘 様

神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 古岡 孝広

「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」 のために国に対し意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。2018年5月に厚生労働省が公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、介護人材の需給ギャップは2025年度末には約34万人に及んでいます。また、供給見込みは、2015年に同省が実施した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について」よりも4万人も減っており、介護人材の供給（人材確保）が推計通りに進んでいないということが読み取れます。こうした結果は、これまで政府が取り組んできた介護従事者の処遇改善対策だけでは不十分であり、抜本的な人材確保対策が必要であることを示しています。

これまで、政府は数次にわたって人材確保対策として処遇改善を実施してきました。しかし、平成29年度介護従事者処遇状況等調査では、「給与表の改定」を行った事業所は2割にとどまっており、介護従事者全体の賃金水準を引き上げる効果は不十分となっていることが結果となって表れています。また、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」でも指摘されているように、介護労働者の人材確保・離職防止をすすめていく上で「労働環境の整備」が重要です。指針では、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。実際の介護現場では、法律（条令）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているという状況があるにもかかわらず、本格的に職員配置のあり方について議論された経過はありません。

介護人材の不足を解消し、介護制度の充実を図るためには、介護従事者が抱える問題の本質となる「低賃金による生活不安」と「過酷な労働環境による健康不安・生活犠牲」を改善すること以外にありません。また、それを実現するためには、介護報酬の大幅な引き上げが必要不可欠です。さらには、人材確保・離職防止対策や安全・安心の介護体制の確立が国の責任であることを鑑みれば、これに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になります。介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて陳情します。

記

【陳情項目】

1. 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。
 - ① 介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じること。その際、賃金水準引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とすること。処遇改善の費用は国費で賄うこと
 - ② 介護保険施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。夜間の人員配置要件を改善し、一人夜勤は解消すること
 - ③ 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること

以上

2018年10月24日

二宮町議会

議長：二見 泰弘 様

神奈川県医療労働組合連合会
執行委員長 古岡 孝広

安全・安心の医療・介護の実現と 夜勤交替制労働の改善を求める陳情

【陳情趣旨】

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017年日本医労連調査、看護職員104,672人分）では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている（日本医労連2017年看護職員の労働実態調査、33,402人分）状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です

安全・安心の医療・介護の実現のため、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上

平成30年11月13日

二宮町議会議長 二見 泰弘 様

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

陳 情 理 由

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されています。

2010年度実施、2014年度拡充の就学支援金制度と2014年度実施の「奨学のための給付金」により学費の公民間格差は一定程度是正されました。さらに昨年度からは国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設されました。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で初年度納付金年額60万1千円、入学金を除いても44万7千円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る「学費の自治体間格差」も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これを前提に2018年度は、いくつかの自治体で授業料減免制度を改善する動きがありました。しかし財源の格差により制度の変わらない自治体も多く残されています。「学費の自治体間格差」解消のため2020年とされている「私立高校の授業料無償化」の実施を一刻でも早く前倒しする事が強く求められます。

また昨年度から5年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、想定人数を大きく超えた申請があり、支援金の遅配が報道されるなど課題も残しています。

OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められます。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

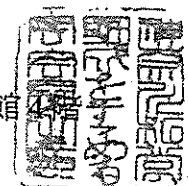
国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情者

神奈川私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正弘

住所：横浜市中区桜木町3-9横浜平和と労働会館



平成30年11月13日

二宮町議会議長 二見 泰弘 様

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

陳 情 理 由

神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これに先行して、神奈川県では今年度から年収590万円未満世帯については国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。しかし生活保護世帯でも年間約26万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒・保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障をきたす状況です。

東京都では年収760万円未満の世帯まで授業料平均額が補助され、埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含め、年収500万円未満世帯では、授業料と施設費を合わせた学費に拡大されています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっています。また昨年、私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助が国によって新設されましたが、学費負担を軽減するためには県単独の上乗せも必要です。

さらに神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、全国でも数少ない国基準(国庫補助金と地方交付税交付金の合計額)以下であり、私立高校では国基準331,806円に対して315,604円、中学校は同324,345円に対して229,874円、小学校は同322,828円に対して229,572円、幼稚園では同184,888円に対して164,815円と、すべての校種で、全国最下位水準の助成額です。このため神奈川県の私立高等学校の入学金を除く平均学費は、約69万円と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。私立高校の無償化はまだ達成されたとはいえず、これからの動きにかかっています。

また、将来の大地震への対応が、私学各校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっています。しかし施設設備助成が神奈川県にはなく、すべて保護者の負担となっており、これも高学費の要因の一つとなっています。

神奈川県では私立高校の高学費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は全国的に低い水準が続いています。私たちは教育の無償化をすすめることで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

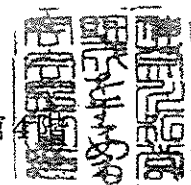
神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「平成31年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情者

神奈川県私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正和

住所：横浜市中区桜木町3-9横浜平和と労働会館



平成30年11月21日

二宮町 議会議長 二見泰弘 様

陳情者 自主・平和・民主のための広範な国民連合・神奈川

代表 原田 章弘

連絡先 〒212-0011 川崎市幸区幸町 4-8 青柳ビル 2階

電話 090-4419-5091 越川好昭



横田ラブコンの撤廃を国に求める意見書の提出を求める陳情書

最近、首都圏の上空が米軍によって占領されているという厳然たる事実が、あらためて住民の前に明らかになりました。11月4日付『読売新聞』は1面トップで、そこを通る日本の民間旅客機のごく一部の管制を日本側が行う見通しになったと報じました。

首都圏を含む1都8県（東京、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、山梨、長野、新潟）の上空にまたがる高度約2400～7000メートルの広大な空域は、戦後73年たった今も、日米地位協定に基づき米軍が航空管制権を握っており、日本の民間旅客機は自由に飛べない占領状態が続いています。いわゆる「横田ラブコン」と呼ばれる治外法権の空域です。

ところが、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて羽田空港の国際線発着枠を広げようとする、この横田ラブコンが障害となって立ちはだかっていることが明らかになり、そのため政府は米軍に対して通過できるように交渉してきました。

一度は拒絶されたという報道がありましたが、「夕方の約4時間だけという条件付きで合意する見通しとなった」という報道です。

なんという理不尽、主権国家としてあるまじき屈辱的な事態が続いているのでしょうか。首都圏上空でさえ、米軍の許可がなければ日本の飛行機が自由に飛べず、羽田空港の離発着は、横田ラブコンという占領空域を迂回せざるを得ず、乗員乗客に時間と費用、安全面で負担と犠牲が強いられています。読売新聞の報道にあるように、日米合同委員会でごく限られた条件付きの日本への「管制」が認められたとしても、首都圏の住民にとって黙って受け入れるわけにはいきません。これを機に、首都圏の上空の主権を取り戻す声を大きく広げるべきではないでしょうか。

オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることとかかわって明るみになった、米軍による占領の実態を首都圏はもとより、国際的にもあきらかにし、世界に向かって主権を取り戻すアピールをするチャンスです。

これまでも、沖縄をはじめとして「第二の基地県・神奈川」でも、米軍・米兵が事件・事故を起こすたびに、原因究明・再発防止を求めてきましたが、米軍・米兵の事件・事故はいつこうにはなりません。その根源には、「憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」という日本政治の屈辱的現状がある、と故翁長雄志沖縄県知事は指摘

していました。

今年7月全国知事会は、原則として国内法を米軍にも適用させることを求めて、全会一致で日米地位協定の抜本改定を求める提言を採択、国へ要請しました。全国的世論を高める画期的な行動です。

私たちも、県内の各団体と連携し、この2年間、連続して渉外知事会を前に、黒岩祐治県知事に対し、日米地位協定の抜本改定を求める集会と要請行動を取り組んできました。労働組合の連合神奈川も7月「平和ビジョン」を策定して、「日米地位協定の抜本的見直し」を求めています。県民世論と運動のうねりを興し、国に対して抜本的な見直しを求める機運は広がっています。

横田ラブコンを撤廃させる問題は、首都圏住民にとって喫緊の課題となっており、日米地位協定抜本改定に向けての具体的な第一歩となります。

私たちは、住民の生活と安全、安心を守るため、米軍が管制権を握る横田ラブコンを日本政府が撤廃させ、首都圏の上空の主権を取り戻し、国内法を適用するよう要請する意見書を貴議会が国に対して提出されることを陳情いたします。

陳情項目

住民の生活と安全、安心を守るため、米軍が管制権を握る横田ラブコンを日本政府が撤廃させ、首都圏の上空の主権を取り戻し、国内法を適用するよう要請する意見書を貴議会が国に提出されること。

平成31年※（2019年）二宮町議会定例会 開催予定表（案）

※平成31年5月1日以降の元号表記については、便宜上「平成」を使用するとともに、新元号が公布されるまでは西暦を併記する。

第1回定例会	2月26日（火）～ 3月22日（金）		（会期25日間）
請願・陳情受付締切り	2月 8日（金）		
議会運営委員会	2月14日（木）	13：30	
議会だより編集委員会	2月14日（木）	議会運営委員会終了後	
議案発送	2月19日（火）	午前中	
一般質問受付開始	2月19日（火）	9：00	
総括質疑受付締切	2月21日（木）	17：00	
一般質問受付締切	2月22日（金）	12：00	

第2回定例会	6月7日（金）～ 6月14日（金）		（会期8日間）
請願・陳情受付締切り	5月22日（水）		
議会運営委員会	5月28日（火）	13：30	
議会だより編集委員会	5月28日（火）	議会運営委員会終了後	
議案発送	5月31日（金）	午前中	
一般質問受付開始	5月31日（金）	9：00	
一般質問受付締切	6月 5日（水）	12：00	

第3回定例会	9月6日（金）～ 9月30日（月）		（会期25日間）
請願・陳情受付締切り	8月21日（水）		
議会運営委員会	8月27日（火）	13：30	
議会だより編集委員会	8月27日（火）	議会運営委員会終了後	
議案発送	8月30日（金）	午前中	
一般質問受付開始	8月30日（金）	9：00	
総括質疑受付締切	9月 3日（火）	17：00	
一般質問受付締切	9月 4日（水）	12：00	

第4回定例会	12月6日（金）～12月13日（金）		（会期8日間）
請願・陳情受付締切り	11月20日（水）		
議会運営委員会	11月26日（火）	13：30	
議会だより編集委員会	11月26日（火）	議会運営委員会終了後	
議案発送	11月29日（金）	午前中	
一般質問受付開始	11月29日（金）	9：00	
一般質問受付締切	12月 4日（水）	12：00	

平成 31 年 二宮町議会定例会開催予定表（3 月）案

第 1 回定例会	2 月 2 6 日（火）～ 3 月 2 2 日（金）	（会期 2 5 日間）
請願・陳情受付締切り	2 月 8 日（金）	
議会運営委員会	2 月 1 4 日（木）	1 3 : 3 0
議会だより編集委員会	2 月 1 4 日（木）	議会運営委員会終了後
議案発送	2 月 1 9 日（火）	午前中
一般質問受付開始	2 月 1 9 日（火）	9 : 0 0
総括質疑受付締切	2 月 2 1 日（木）	1 7 : 0 0
一般質問受付締切	2 月 2 2 日（金）	1 2 : 0 0

No	月 日	曜	開始時刻	内 容	備 考
1	2 月 2 6 日	火	9 : 0 0	議会運営委員会	一般質問取り扱い協議
			9 : 3 0	本会議	議案（付託・審議）
2	2 月 2 7 日	水	9 : 3 0	常任委員会	付託案件審査
3	2 月 2 8 日	木	休 会		
4	3 月 1 日	金	9 : 3 0	本会議	委員長報告
5	3 月 2 日	土	休 会		
6	3 月 3 日	日	休 会		
7	3 月 4 日	月	休 会		予算事項別説明の送信
8	3 月 5 日	火	9 : 3 0	本会議	総括質疑
9	3 月 6 日	水	休 会		
10	3 月 7 日	木	9 : 3 0	本会議	一般質問
11	3 月 8 日	金	休 会		
12	3 月 9 日	土	休 会		
13	3 月 1 0 日	日	休 会		
14	3 月 1 1 日	月	休 会		中学校卒業式
15	3 月 1 2 日	火	9 : 3 0	特別委員会	予算審査
16	3 月 1 3 日	水	9 : 3 0	特別委員会	予算審査
17	3 月 1 4 日	木	9 : 3 0	特別委員会	予算審査
18	3 月 1 5 日	金	9 : 3 0	特別委員会	予算審査
19	3 月 1 6 日	土	休 会		
20	3 月 1 7 日	日	休 会		
21	3 月 1 8 日	月	9 : 3 0	特別委員会	予算審査（討論・表決）
22	3 月 1 9 日	火	休 会		
23	3 月 2 0 日	水	休 会		小学校卒業式
24	3 月 2 1 日	木	休 会		春分の日
25	3 月 2 2 日	金	1 3 : 0 0	本会議	委員長報告

平成 31 年（2019 年）二宮町議会定例会開催予定表（6 月）案

※平成 31 年 5 月 1 日以降の元号表記については、便宜上「平成」を使用するとともに、新元号が公布されるまでは西暦を併記する。

第 2 回定例会	6 月 7 日（金）～ 6 月 1 4 日（金）	（会期 8 日間）
請願・陳情受付締切り 議会運営委員会 議会だより編集委員会 議案発送 一般質問受付開始 一般質問受付締切	5 月 2 2 日（水） 5 月 2 8 日（火） 5 月 2 8 日（火） 5 月 3 1 日（金） 5 月 3 1 日（金） 6 月 5 日（水）	1 3 : 3 0 議会運営委員会終了後 午前中 9 : 0 0 1 2 : 0 0

No	月 日	曜	開始時刻	内 容	備 考
1	6 月 7 日	金	9 : 0 0	議会運営委員会	一般質問取り扱い協議
			9 : 3 0	本会議	議案（付託・審議）
2	6 月 8 日	土	休 会		
3	6 月 9 日	日	休 会		
4	6 月 1 0 日	月	9 : 3 0	常任委員会	付託案件審査
5	6 月 1 1 日	火	休 会		
6	6 月 1 2 日	水	9 : 3 0	本会議	一般質問
7	6 月 1 3 日	木	9 : 3 0	本会議	一般質問
8	6 月 1 4 日	金	1 3 : 0 0	本会議	委員長報告

平成31年(2019年)二宮町議会定例会開催予定表(9月)案

※平成31年5月1日以降の元号表記については、便宜上「平成」を使用するとともに、新元号が公布されるまでは西暦を併記する。

第3回定例会		9月6日(金)～9月30日(月)		(会期25日間)	
請願・陳情受付締切り	8月21日(水)				
議会運営委員会	8月27日(火)	13:30			
議会だより編集委員会	8月27日(火)		議会運営委員会終了後		
議案発送	8月30日(金)	午前中			
一般質問受付開始	8月30日(金)	9:00			
総括質疑受付締切	9月3日(火)	17:00			
一般質問受付締切	9月4日(水)	12:00			

	月 日	曜	開始時刻	内 容	備 考
1	9月 6日	金	9:00	議会運営委員会	一般質問取り扱い協議
			9:30	本会議	議案(付託・審議)
2	9月 7日	土	休 会		
3	9月 8日	日	休 会		
4	9月 9日	月	9:30	常任委員会	付託案件審査
5	9月10日	火	休 会		
6	9月11日	水	9:30	本会議	委員長報告
7	9月12日	木	休 会		決算事項別説明の送信
8	9月13日	金	9:30	本会議	総括質疑
9	9月14日	土	休 会		
10	9月15日	日	休 会		
11	9月16日	月	休 会		敬老の日
12	9月17日	火	休 会		
13	9月18日	水	9:30	本会議	一般質問
14	9月19日	木	休 会		
15	9月20日	金	9:30	特別委員会	決算審査
16	9月21日	土	休 会		
17	9月22日	日	休 会		
18	9月23日	月	休 会		秋分の日
19	9月24日	火	9:30	特別委員会	決算審査
20	9月25日	水	9:30	特別委員会	決算審査
21	9月26日	木	9:30	特別委員会	決算審査(討論・表決)
22	9月27日	金	休 会		
23	9月28日	土	休 会		
24	9月29日	日	休 会		
25	9月30日	月	13:00	本会議	委員長報告

平成 31 年 (2019 年) 二宮町議会定例会開催予定表 (12 月) 案

※平成 31 年 5 月 1 日以降の元号表記については、便宜上「平成」を使用するとともに、新元号が公布されるまでは西暦を併記する。

第 4 回定例会		12 月 6 日 (金) ~ 12 月 13 日 (金)		(会期 8 日間)
請願・陳情受付締切り	11 月 20 日 (水)			
議会運営委員会	11 月 26 日 (火)	13:30		
議会だより編集委員会	11 月 26 日 (火)		議会運営委員会終了後	
議案発送	11 月 29 日 (金)		午前中	
一般質問受付開始	11 月 29 日 (金)	9:00		
一般質問受付締切	12 月 4 日 (水)	12:00		

No	月 日	曜	開始時刻	内 容	備 考
1	12 月 6 日	金	9:00	議会運営委員会	一般質問取り扱い協議
			9:30	本会議	議案 (付託・審議)
2	12 月 7 日	土	休 会		
3	12 月 8 日	日	休 会		
4	12 月 9 日	月	9:30	常任委員会	付託案件審査
5	12 月 10 日	火	休 会		
6	12 月 11 日	水	9:30	本会議	一般質問
7	12 月 12 日	木	9:30	本会議	一般質問
8	12 月 13 日	金	13:00	本会議	委員長報告